

## 1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「福生市子ども・子育て審議会」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

この計画の進捗管理は、基本目標（施策の方向性）単位と個別事業単位の2階層の指標を設定しています。基本目標（施策の方向）単位においては、様々な指標の中から、5年後のあるべき姿を評価するためのものさしを設定し、市全体として子どもを生み育てやすいまちづくりが進んでいるかどうかを検証することとします。

個別事業単位においては、平成26年度から平成31年度に向け、内容や回数等を充実するものや引き続き継続して実施していくものなど、事業実施の方向性を設定しています。

なお、5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。



## 2 国・都等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や都、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、において、\*児童虐待防止、社会的養護体制、母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、都と連携し、推進するとともに、都を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

## 1 福生市子ども・子育て審議会条例

平成 25 年 6 月 25 日

条例第 27 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、福生市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (5) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律に基づく施策に関する事。

(組織)

第 3 条 審議会の委員は、14 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1 人
- (2) 保育関係者 1 人
- (3) 教育関係者 2 人
- (4) 関係行政機関の職員 2 人
- (5) 事業主を代表する者 1 人
- (6) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 2 人
- (7) 子どもの保護者 3 人以内
- (8) 公募による市民 2 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、調査審議のために必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、子ども家庭部子ども育成課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

## 2 福生市子ども・子育て審議会 審議経過

回	開催日	審議内容等
平成 25 年度 第 1 回	平成 25 年 8 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・会長、副会長の選任</li> <li>・諮問</li> <li>・現状と課題について</li> </ul>
第 2 回	10 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査票案について</li> </ul>
第 3 回	平成 26 年 2 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査結果について</li> <li>・提供区域の設定について</li> <li>・量の見込みについて</li> </ul>
第 4 回	3 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・量の見込みについて</li> <li>・確保方策について</li> </ul>
平成 26 年度 第 1 回	4 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・量の見込みについて</li> <li>・確保方策について</li> </ul>
第 2 回	5 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確保方策について</li> <li>・次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価について</li> </ul>
第 3 回	6 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価について</li> <li>・福生市子ども・子育て支援事業計画の策定方針（素案）について</li> </ul>
第 4 回	7 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福生市子ども・子育て支援事業計画の策定方針（素案）について</li> </ul>
第 5 回	8 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福生市子ども・子育て支援事業計画策定に向けての基本的な考え方（答申案）について</li> </ul>
第 6 回	8 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福生市子ども・子育て支援事業計画策定に向けての基本的な考え方（答申）の確認について</li> <li>・答申</li> </ul>

### 3 福生市子ども・子育て審議会委員名簿

選出区分	氏名	所属団体等	備考
学識経験者	佐々加代子	白梅学園大学教授	◎
保育関係者	福田智行 (平成26年3月まで)	福生市保育協議会	
	古谷光好 (平成26年4月より)	福生市保育協議会	
教育関係者	野口哲也	福生市私立幼稚園連合会	
	猿田恵一	福生市公立小学校長会	○
関係行政機関の職員	山科美絵 (平成26年3月まで)	西多摩保健所	
	島山明美 (平成26年4月より)	西多摩保健所	
	益井有子	立川児童相談所	
事業主を代表する者	加藤裕太郎	(株) マルフジ 代表取締役社長	
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	宮崎寿美代	福生市社会福祉協議会	
	幡野雄大	NPO法人ワーカーズコープ	
子どもの保護者	河村泉	幼稚園保護者代表	
	坂口皆子	保育園保護者代表	
	久保瑠美子	学童クラブ入所児童保護者代表	
公募による市民	山田由美子	公募	
	五十嵐広治	公募	

※◎会長、○副会長

## 4 諮問・答申

福子育発第 116 号

平成 25 年 8 月 21 日



福生市子ども・子育て審議会

会長 佐々加代子様

福生市長 加藤育男

福生市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

福生市子ども・子育て審議会条例第 2 条に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、その基本的な考え方について、御意見を賜りたく、諮問いたします。

平成 26 年 8 月 25 日



東京都福生市長

加藤育男様

福生市子ども・子育て審議会

会長 佐々加代子

福生市子ども・子育て支援事業計画策定に向けての  
基本的な考え方について（答申）

福生市子ども・子育て審議会は、平成 25 年 8 月 21 日付け福子育発第 116 号をもって諮問された「福生市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、その基本的な考え方」について、議論を重ねてまいりました。

この度、別添のとおり審議結果を取りまとめましたので、これを答申します。当審議会としては、本答申を踏まえ、福生市において十分な議論を行い、より実効性の高い「福生市子ども・子育て支援事業計画」を策定されるよう希望します。

## 5 用語解説 (50 音順)

### 【あ行】

#### (預かり保育)

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

#### (生きる力)

知・徳・体のバランスのとれた力。

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、  
「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

#### (育児休業制度)

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子どもが3歳に達するまでの間、育児休業をすることができる制度のこと。(平成14年4月より)

注) 育児休業は、事業所に育児休業制度の規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に申し出を行うことによって取得できる権利(形成権)である。

#### (いじめ)

当該児童・生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### 【か行】

#### (合計特殊出生率)

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもので、その数値を生涯の子どもの数としてイメージすることができる。

#### (子育てサークル)

地域の児童館や公民館等を拠点に、情報交換や交流、子育て支援活動を目的に定期的集まる子育て家庭の親からなるグループのこと。

## 【さ行】

### (児童館)

児童福祉法第40条に定められた児童厚生施設の1つとして、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする施設」。子どもたちは、児童館の施設や設備を主体的に利用するとともに、そこで展開される諸活動、行事にも積極的に参加して、ともに遊び、ともに高め合う体験を共有し、遊びの楽しさを味わうとともに、他者との人間関係を築いていく。このような児童館機能を整理すると、次の3点に集約される。

- ①利用児童に対するサービスの提供
- ②留守家庭児童などの健全育成
- ③児童のための地域センター

### (児童虐待)

保護者がその監視する児童(18歳に満たない者)に対し、殴るけるなどの身体的虐待、わいせつ行為など性的虐待、養育放棄などのネグレクト(Neglect)、言葉などによる心理的虐待を行うこと。

### (児童の権利に関する条約〈子どもの権利条約〉)

平成元年(1989年)11月、国連総会で採択された条約。ここでは人種や性、宗教、社会的出身、障害の有無などにかかわらず、18歳未満の「すべての子ども」を対象として「子どもの最善の利益」を図ること、そのために必要な保護と援助を子どもと家庭に差し伸べること、子どもが自ら意思を表明する機会を保障すること、などを締結国に求めている条約。わが国では平成2年(1990年)に条約に署名し、平成6年(1994年)4月に批准している。

### (ソーシャルインクルージョン)

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

### (SNS〈ソーシャル・ネットワーキング・サービス〉)

インターネットを利用して、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するサービスのこと。

### (ソーシャルワーカー)

社会福祉士。専門的職業として社会福祉の実践活動に従事する者の総称。



## 【た行】

### （確かな学力）

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

### （地域型保育事業（市町村による認可事業））

3歳未満の少人数の子どもを保育する、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4事業のこと。

### （地域子育て支援拠点事業）

児童館や保育所で実施している、乳幼児とその保護者の相互交流や子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業。

### （特定妊婦）

出産後の子どもの養育について出産前において支援が特に必要と認められる妊婦のこと。

## 【な行】

### （認定こども園）

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと。

## 【は行】

### （ひきこもり）

さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。

### （病児保育）

病気の急性期や保育中に体調不良となった児童で、保育所などに預けられない時、医療機関等で保育を行う事業。

### （病後児保育）

病気の回復期にある児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に保育施設で児童を預かる事業。

### **(不登校)**

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態(病気や経済的な理由によるものを除く)にあること。

### **(ふっさっ子の広場)**

放課後に小学校内の施設や校庭を利用し、安全な見守りの中で、子どもが安心して楽しくすごせる「学び・体験・交流」の場のこと。

### **(放課後児童健全育成事業)**

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後や三季休暇中、保護者に代わって保育を行う事業のこと。本市では、「学童クラブ」という。

## **【ま行】**

### **(メディア)**

手段、方法。特に新聞、ラジオ、テレビなどの情報媒体のことである。

## **【や行】**

### **(ユニバーサルデザイン)**

あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

福生市子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

発行 福生市子ども家庭部子ども育成課

〒197-8501

東京都福生市本町5番地

TEL 042-551-1511 (代)

FAX 042-551-2133

ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp>